

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年4月28日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

不動産投資信託証券発行者名 アドバンス・レジデンス投資法人

(コード: 3269)

執行役員

代表者の役職・氏名  
(署名)

樋口 達

当法人の執行役員である樋口達は、当社の2019年8月1日から2020年1月31日までの第19期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私  
が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）  
（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産保  
管その他の業務を一定の他の者に委託しなければならないこととされております。第19期営業期間の決算日  
時点において、本投資法人は、資産の運用に係る業務等をADインベストメント・マネジメント株式会社（以  
下「資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務及  
び資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社に、投資主名簿管理等に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会  
社（以下「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。

また、本投資法人の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツです。

2. 有価証券報告書作成のプロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社において、「業務分掌規程」に基づき、財  
経本部が、各関係部署より受領した重要な情報等に基づいて、有価証券報告書原案を作成しております。なお、  
作成された原案については、法律事務所及び税理士法人による助言並びに会計監査人による監査を受けており  
ます。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 森・濱田松本法律事務所より、有価証券報告書の作成に際して、金融商品取引法及び特定有価証券の  
内容の開示に関する内閣府令等に関して、チェックと助言を受けております。
- (2) 本投資法人の会計監査人である有限責任監査法人トーマツより、金融商品取引法第193条の2に規定  
される監査証明を受けております。
- (3) 税務に関する事項は、デロイト トーマツ税理士法人によるチェックと助言を受けております。
- (4) 資産運用会社において、本投資法人の投資主が適切な投資判断を形成するために必要な情報開示のた  
めの社内体制が構築され、且つ適正に実施されていることを確認しております。
- (5) 資産運用会社から、本投資法人に関する重要な事項が、本投資法人の役員会に適切に報告されていま  
す。

以上